

平成 29 年 12 月 5 日

第 11 期県民生活審議会 第 4 回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時：平成29年12月 5 日（火） 15:00～16:45
- 2 場 所：兵庫県民会館 7 階会議室「鶴の間」
- 3 出席者：（委 員） 滝川部会長、岡本委員、金谷委員、鈴木委員、
中林委員、中村委員、増田委員、
山崎委員（ひょうご消費者ネット平田理事代理出席）
（事務局） 山口政策創生部長、木村消費生活課長、
堀口生活科学総合センター長
武田生活科学総合センター相談事業部長
高橋生活科学総合センター所長補佐兼企画研修課長
西谷東播磨県民局地域振興室長補佐兼消費生活課長
池田中播磨消費生活創造センター長
種谷西播磨消費生活センター長
下村但馬消費生活センター長
酒井丹波消費生活センター長
高野淡路消費生活センター長
他関係職員

4 議事内容

（1）消費者教育推進計画の改定について

- 教育実習の内容に消費に関する内容を盛り込む等、大学のカリキュラムの中で消費を学び、それが大学の単位として認められるような仕組みは作れないのか。
- 成年年齢の引き下げに対応し、若者によくある被害事例やトラブルに遭いやすい最近の事例を集約してピンポイントで若者に届けるという対策や、詐欺等の消費者トラブルの加害者にならないための教育も重要だ。
- 幼少期からお小遣い帳を子どもがつけて、お小遣いの使い途や、残ったお金をどのように使うかを子どもに考えさせることは、とても効果があるので、推進していただきたい。

- 「エシカル消費」の内容に関して、もっと具体的に啓発していく必要がある。
- 高齢者の消費者被害については、引きこもりの高齢者にどのようにして啓発するかが大きな課題となっているので、高齢者の被害防止対策にも引き続き手をさしのべていただきたい。
- 高齢者の消費者被害は、電話による不当な勧誘から生まれてきていることもあり、不招請勧誘の条例について検討を進めていただきたい。
- 高齢者については、単身や高齢者のみの世帯への見守りが課題になっていると思うので、ITやAI等も含めた技術革新を推進すべきと消費者庁に要望していくべきだ。

(2) 新たな消費者行政の展開方策について

- 相談機能を集約しても、市町相談員への支援については、巡回指導等で顔を合わせる機会をつくり、丁寧に実施すること
- 相談機能を集約しても、県民局・県民センターで高齢者等の被害防止のための見守りや消費者教育・啓発業務が今までどおりできるよう、職員は消費生活に関する知識をしっかりと備え、対応すること。
- 相談機能集約後も、県民局・県民センターで消費者団体等の活動を支援する体制は、確保すること。
- 国の消費者行政推進交付金は今年度で一区切りを迎えるが、充実してきた県・市町事業が萎むことのないようにしてほしい。
- 今回の体制整備については了解するが、相談機能が集約された後の状況を注視し、ビフォー・アフターの検証をする必要がある。